

第19回津家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成25年1月17日(木)午後1時15分～午後4時00分

2 開催場所

津家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

伊賀恵, 梶田大司, 小島健, 高林学, 高松進, 戸田彰子, 永井玲子,
中村文子, 藤田耕治, 美濃部浩一郎, 山下郁夫(委員長)

(五十音順, 敬称略)

(事務担当者)

首席家裁調査官, 首席書記官, 次席家裁調査官, 訟廷管理官,
事務局長, 事務局次長, 総務課長, 総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会の言葉

(2) 委員の紹介

(3) 所長あいさつ

(4) 前回の委員会における意見を受けての活動報告

前回のテーマ「少年事件の手続と処遇について」に関し, 裁判所と関係機関が互いの立場や役割について理解を深めるため, 連絡協議会を開催し, 職員が市の青少年問題協議会等に出席したことについて報告がなされた。

(5) DVD「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」上映

(6) 次席家裁調査官による説明

離婚の実情並びに民法改正及び家事事件手続法施行を受けた家庭裁判所の取組について説明した。

(7) 児童室及び観察室の見学

(8) 意見交換

今回のテーマである「離婚を巡る紛争と子どもの福祉」についての意見交換の要旨は、別紙のとおり

(9) 次回の意見交換のテーマ

「家事調停について～家事事件手続法施行をふまえて～」

(10) 次回開催日 平成25年7月11日(木)午後1時15分

(11) 閉会の言葉

(別紙)

意見交換の要旨(委員長, 委員, 事務担当者)

離婚調停で子の親権者を決める際に、虐待の有無をどのように把握し、親権者を決める上でどのように考慮しているのか。

虐待の実態はなかなか分かりにくいですが、当事者の一方から相手方当事者が子を虐待しているという発言があった場合には、裁判官と評議をした上で、家庭裁判所調査官に調査をしてもらうなど、慎重に対応するようにしている。

虐待が疑われる事案では、初期段階から家庭裁判所調査官が調停期日に立会した上で、子の監護状況について調査を行うなど、調停担当者が連携して、早め早めの対応を執るようにしている。調査官調査では、監護親の家や子が通っている幼稚園、保育園、小学校等を訪問して、出席状況等の実情を把握し、虐待の有無や子の福祉が害されている兆候がないかどうかを調査し、結果に反映させるよう努めている。

当事者が暴力を振るう可能性がある場合には、調停を進める上で配慮する必要があるので、調停の申立て時点から暴力の有無について確認し、記載してもらうようにしている。子が虐待されている事案のほとんどが、この過程で判明している。

家事事件手続法では、子が影響を受ける家事事件において子の状況や意思を確認することが求められているが、子にとって、親のことを話すのは非常に勇気のいることである。家庭裁判所調査官が子に接したり、意思を確認したりする際に、子の心のケアをしながら話を聴くための訓練等はなされているのか。

家庭裁判所調査官は、心理学、社会学、教育学等の人間関係諸科学の分野を扱う専門職で、採用後約2年間の養成研修を受け、この研修を修了した者が家庭裁判所調査官に任命される。養成研修では、各分野における第一人者から講義を聴いたり、面接技法等についての訓練を受けている。また、家庭裁判所調査官任官後も、定期的に研修を受けるなどして組織的にキャリアアップが図られ

る仕組みになっている。実際の調査においては、子の年齢や発達段階にも留意して、子の状況や意思を把握し、当事者に説明するよう努めており、事案によっては、複数の家庭裁判所調査官が共同で多角的な視点から調査をすることもある。

家庭裁判所調査官の調査報告書を見ると、監護親と子の関係については詳細に調査されているが、非監護親に対する調査をもう少し深めてほしいと感じたことがある。現在の監護状況に問題がなければ、監護親が親権者となることに問題はないという結論になりやすく、監護親にとって有利な結果になる傾向があるのでないか。

親権者について争いがある場合、監護親における子の監護状況について調査をする場合と、当事者双方の監護能力について調査をする場合がある。どのような調査をするのかは事案によるが、調停事件では、まず監護親について調査を行い、問題がなければ、それを前提に調停を進めるケースが多く、審判事件や人事訴訟事件では双方について調査が行われることが多い。

親権者が面会交流を行うことについて不安を持つケースも多く、一般には、離婚後も非監護親と子の親子関係が続き、面会交流を行うことが子のために重要だという理解があまり得られていないのが現状である。

日本では、自分にとってよくない配偶者は、子にとっても好ましくない親であるから、離婚後は関係を絶った方がよいと考える傾向があり、面会交流の実施が難しい状況にある。調停では、当事者から養育費や面会交流について話が出ない場合には、調停委員会から、離婚の際に協議する事項について説明して取り決めに促し、子の福祉に配慮した解決がなされるようにしている。

両親の離婚問題が子に与える影響は非常に大きく、少年非行の原因となることもある。国が離婚について手厚い施策を講じていても、自分のことで精一杯で、子のことを考えて話し合ったり、家庭裁判所に調停を申し立てたりすることすらできない親も多い。

家庭裁判所の限界の一つとして、申立てがないと動けないということが挙げら

れる。社会には、深刻な状況にありながら家庭裁判所に申立てをすることができない人も沢山いると思われるが、本当に必要な人に家庭裁判所の手続を利用してもらえそうな取組を行うことが大切だと思う。

日本では、長い間、家族に関することはプライベートな問題なので、国や行政が関与すべきでないという認識が国民にあったが、ここ10年で、介護やDV等について法整備がなされ、国や行政の関与に意識が向けられるようになってきた。離婚についても、民法改正や家事事件手続法施行を受け、国や行政ができることと家族の中ですべきことを整理していく必要があると思う。国民の間では、上記法改正について、ほとんど認知されていないと思うので、家庭裁判所は、パンフレットの配布等を通じてPRをすることが必要だと思う。

本日視聴したDVDは、どのような人に、どのような場面で見せているのか。

調停の進行中、当事者に、子に意識を向けてもらうために見てもらっている。視聴した当事者から「こんなにうまくいくわけがない。」といった感想を言われることもあるが、DVDを見て反発していた当事者が、2、3回、調停期日を重ねると、子どものことを考えるようになってきていることもあり、視覚的に訴えることによる効果も出ている。

パンフレットのような書面は、精神的に落ち着いた時でないと、なかなか読むことができないと思うので、適したDVDがあれば、DVDを見せたほうが効果的ではないか。例えば、自動車運転免許の更新時のように、調停に入る前に見せるようにすれば、当事者にとっても気付くことがあり、調停に対する心構えも違ってくるのではないかと思う。

これまで、家庭裁判所で扱う事件について説明したDVDやビデオをいくつか見たが、いずれも内容が整然としている。これらのDVDは、問題が起きる前に、あるいは紛争の初期段階にある人に見せた方が効果があるのではないかと思う。

民法改正及び家事事件手続法施行を踏まえ、新聞では、離婚に伴って生じる子に関する問題の現状についての連載記事を掲載しているが、このようなことも

国民が関心を持つきっかけの一つになると思われる。各地域でどのようなことができるかといった視点から、機会をとらえて、制度周知に取り組んでいくことが必要だと思う。

委員の皆さんからいただいた御意見を踏まえて、国民に民法改正や家事事件手続法の趣旨を理解していただき、家庭裁判所を利用して、子どもの福祉に配慮した紛争解決ができるよう、今後も、制度広報や関係機関との連携に取り組んでいきたい。